

平成28年白老町議会議会運営委員会会議録

平成28年10月31日（月曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時07分

○会議に付した事件

1. 白老町自治基本条例の見直しについて
 2. その他について
-

○出席委員（6名）

委 員 長 吉 田 和 子 君	副 委 員 長 山 田 和 子 君
委 員 大 淵 紀 夫 君	委 員 小 西 秀 延 君
委 員 吉 谷 一 孝 君	委 員 西 田 祐 子 君
副 議 長 前 田 博 之 君	委 員 外 議 員 氏 家 裕 治 君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 南 光 男 君
主 査 増 田 宏 仁 君

◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（吉田和子君） それでは協議事項に入ります。まず第1点目、今回、自治基本条例の検証委員会が立ち上げられまして、自治基本条例の見直しをするということで、議会から広報広聴常任委員会の氏家委員長と議会運営委員会の山田副委員長が議会を代表して参加していただきました。それで、きょう経過について説明をいただくということで、委員外議員なのですが氏家議員にも参加していただいておりますので、参加を受けて進めていきたいと思っております。まず1点目なのですが、皆さんのお手元に資料が配布されております。これは自治基本条例の検証委員会での資料でありますので、一応皆さんにもお配りしたほうがいいと思っておりますし、議員皆さんにはいっておりません。後ほどそれをどうするかということも少しお話を伺いながら決めていきたいと思っております。まず1点目、資料の確認なのですが、南事務局長のほうからしていただきたいと思っております。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 第1回の白老町自治基本条例検証委員会で配られた資料なのですが、見直しに当たって今後の取り組み、スケジュールとどういうことを見直していくかというところの資料なのですが、資料2として自治基本条例検証委員会スケジュール（案）というのと、資料4-1の自治基本条例取組状況、資料4-2自治基本条例取組状況に関する意見・提案、資料4-3自治基本条例条項の見直しに関する意見・提案ということになっております。これに基づいて今後取り組み、議会としていろいろ意見調整をしていくことになろうかと思っております。今回第1回目の取り組みというか、検証委員会の説明をしていただくということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉田和子君） 皆さんのところに資料は間違いなくいっておりますでしょうか。24年に自治基本条例の見直しをしているのですが、24年に政策研究会を設けて、政策研究会の自治基本条例に関する調査報告をしたものがあるのですが、これは皆さん必要ないですか。今後、これを検証していくのにも必要であれば持っていない方、23年に議員でない方もいらっしゃれば、吉谷委員は23年は議員ではなかったですか。23年に選挙あったのですよね。前回配りましたか、全員に配りましたか。吉谷委員が持っていれば、ありましたか。これも一応使うことがあれば参考に見ていただければいいと思っておりますので、資料としてこれもお持ちいただければというふうに思います。それでは、自治基本条例の検証委員会に参加した報告を願いたいと思っております。氏家議員のほうから報告をしていただくということになっておりますので、報告をお願いしたいと思います。

氏家議員。

○委員外議員（氏家裕治君） おはようございます。今回、28年のこの自治基本条例の検証というのは2回目になります。1回目は5年前の23年に1回目の検証を行いました。19年の1月からこ

の白老町自治基本条例というのがスタートしまして、今回2回目の検証委員会ということで、今回参加してまず今後の進め方、日程スケジュール、そして基本的にはこの5年間この自治基本条例の検証にかかわって、この5年間携わってきた方々もいらっしゃるのですがほぼ新しいメンバー、例えば青年会議所にしても新しいメンバーの方が参加されています。それで今後この自治基本条例というのはどうあるべきなのかという部分から始まって、さまざまな意見交換を前回2時間程度でしたけれどもさせていただきました。1回目の検証委員会、23年のときは8回の会議を開催したのです。ただ今回は6回ということで、最終的には2月中旬、2月中旬と言いながらも大体3月の中旬ぐらいを想定しながら議論を進めていきたいという話になっています。検証委員会は28年3月末までにこの会議を終了して、町長へ提案をしていくというスケジュールになります。それから議会への提案、報告というのは、議会提案は定例会6月会議を一応想定しております。多分3月にはできないと思いますので、6月を想定した形の中で進めさせていただきたいということになります。それと、皆さんのお手元に資料4、これには平成23年度に調査をしましてそのときの取組状況、そしてそれから5年たった28年度までにどうなったのかという結果といいますかそういったものが数字的なものを含めてそこに載せられております。次回この自治基本条例の見直しの検証委員会に私と山田副委員長が行って話を進めなければいけないことというのは、この検証に基づいてやったことでいいのかどうか。例えば議会基本条例の中の条文や何かの改正も含めて、そこに資料として二つ載っていると思うのですが、この資料3のほかにA4版の資料4、資料4-1、資料4-2、資料4-3でいいです。ここの上に自治基本条例取組状況に関する意見・提案と書いていますよね。命題が意見・提案。ですから、この5年間私たちもそうですけれども議会も含めて取り組んできたけれども、それに対しての意見・提案。提案というのは、今までこうだったけどもやはりこうすべきだったとか、こうしなければいけないだとか、そういったことも含めてここにある部分については皆さんのご意見をいただきたい。ですから、一度会派に持ち帰っていただいているいろいろな意見を出していただき、それをある程度まとめて今度の検証委員会までに私と山田副委員長のほうで議会としての考え方というものをお示ししていければと思います。ですから、資料4-2にあるのは意見・提案、そのあとに条項の関係が出てくると思うのです。自治基本条例条項の見直しに関する意見・提案。ですから、状況に関する意見・提案と条項に関する意見・提案。ただ先日意見交換をしていった中で、23年のときに一度見直しを行いました。ですから、そのときに行った見直しの中で、この条項に関してはある程度文言の整理はできているのだという捉え方です。私もそういうふうに思いましたし、皆さん大体そういう考えで一致しているようでした。ですから、今後この5年間かけてやってきたことがどうだったのかということの提言、反省点も含めまた実施してきた点も含めて、そういったことについての意見・提案が1番大きな部分を占めるのではないのか。町長に対しての提案、提言という形の中ではそういう形で考えております。そして、もし例えば追加するものがあるとするれば、法令的なものを遵守した形の中での追加条項になるのか。それから個別条例というか条項については、多分今申し上げたとおり前回の見直しのときにある程度整理されておりますので、ある程度はそれをもって追加はないだろうということになると思います。追加がもしあるとするれば、町民同士のかかわり方について一つの条項みたいなものを設けて追加していく

かとか、そういった議論が今後深まっていくのかとは思いますが。それで、現在まで進められてきましたこの自治基本条例ですけども、現在の社会情勢に実際あったものになっているのかどうか。高齢化社会、少子高齢化という形の中のこの社会情勢に合致したものになっているのかどうかということも含めて今後の議論をしていきたいと思えます。また、この自治基本条例というのが、町民がしっかり理解しやすく、まちづくりに参加できるような条例になっているのかどうか、これを前回の23年のときに議論をし、行政が進めるもの、それから議会が進めるものというものを頭に入れながらやってきたんですけども、実際にそれがそうなっているのかどうかということも含めて、今回皆さんのご意見をいただきたいということなのです。一つの例をあげますと、1つの例ですけども、行政のほうでは、町民が参加しやすいまちづくりを進めていくためにはパブリックコメントが必要なのだと。パブリックコメントの充実がやはり大きいだろうということで、パブリックコメントを進めてまいりました。資料4-1の2ページ目、ここで平成23年度調査のところでパブリックコメントの実施案件が出ています。22年度実施なのですけども3件でした。例えばそこにいただいたパブリックコメントへの提出意見というのは9件、パブリックコメント3件ありました。そのうち提出していただいた意見は9件でした。そういったことも踏まえて行政は充実を図っていったのです。そうするとパブリックコメントの実施案件は27年度10件になりました。約3倍ちょっと。それにいただいた意見31件。この数字を対比してみますと、この数字から読み取れるのは、ここに参加している人方というのは大体同じ方々なのだろうと思うのです。そうですね。件数が約3倍ちょっと。そして提出意見も同じく大体3倍ちょっと。そうなる大体こういったものについては、同じ方々の意見しか取り入れられてないという形になります。では、これで果たしてパブリックコメントを実施しました、充実しましたということになるのでしょうかということ、やはり求められていくのではないかと。パブリックコメントというのは、例えば意見を何かで徴集するやり方というのはさまざまあるということも私たち議会の中でもいろいろ議論しますが、議論の仕方、パブリックコメントのやり方といいますか、手法というのをもっともっとやはり変えていかなければいけないのだろうということがみられる一つの数字ではないかと思えます。議会側も、議会の懇談会何かやりましょうとして、例えば議会懇談会参加数はその上に出ていますけども、例えば6カ所でやって75名集まりました、28年度は20ヶ所でやって162人、そういう数字になっていますけども、確かに人は集めていろいろな意見は聞いたけども、依然として若い人たちの意見というのはなかなか取り入れられないと。では、そういった工夫がされたのかと言われればなかなかそういったこともできていない。では、そういったことを今後進めていくためにはどうしたらいいのかということも含めて議論しなければいけないでしょう。ましてや議会の報告会というのは1回も開いておりません。ですからこういったことについても、議会改革が進んでいないというのも一つあるかもしれませんが、自治基本条例の中でこの懇談会というものと、それから報告会というのはやることになっていますので、やはりこういったことも含めて今一度そこにしっかり目を向けた議論が必要になるのだろうと。ざっくり言いますとそういった形の中で今後議論が進められていくという形になります。スケジュールの話はしました。そして、今後会派に持ち帰っていただいて、こういった部分について皆さんのご意見をいただきたいということが一つでした。あと山田副委員長長何かあり

ましたか。これぐらいですよ。こういったことを元に今水面下で、例えば私たちも平成23年に政策研究会を立ち上げて、この自治基本条例に関するものをやったのです。その中で、例えば議会基本条例というものがなぜ必要なのかということも含めてこのままでいいのかと、自治基本条例の中だけでいいのかということも含めて、一度政策研究会を私の前にいらっしゃいます大淵議員を座長に進めたことがありました。さまざまな観点から見ていったのですが、こういったことも一つ振り返って皆さんに考えていただいて、今後の議会基本条例というものについても認識を、新しいメンバーの方もいらっしゃいますので今一度この議会基本条例についても議論する場があれば議論しておいていただければと思います。そうした中で今回見直しをしますと、自治基本条例については5年間こういった町長に提案した流れの中でやっていくことになるのですが、この議会基本条例云々というこの議論は1年、2年、5年を待たなければいけないという問題ではなくて、皆さんの思いがしっかり固まった中で、ではやりましょうとなるのか、やはりこの自治基本条例の中で議会条項を定めて、一つの最高規範という形の中で、自治基本条例の中で議会も一緒に動いていこうというようになるのか。これについてはやはり深い議論を積み重ねて、そしてそういったところまで到達していただければと。前にこういった政策研究会の中で私たち勉強させていただいた一つの思いはそこにあるのです。ですから議会基本条例というのが果たして必要なかどうかということも含めて、この今回の自治基本条例の検証委員会の中で少しでも見えるものがあれば、私たちも検証委員会の中にそういったものを反映させていければいいかと思います。いずれにしても見直しについて、この自治基本条例の中から議会条項を外して議会基本条例を新たにつくるということは、やはり大変な作業になってくると思いますので、そういったことも含めて皆さんのお力を借りながら今後の進め方を議会運営委員会の中で話し合っただけであればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。私のほうからはそれぐらいです。

○委員長（吉田和子君） 検証委員会への参加大変ご苦労さまでした。また報告ありがとうございます。今報告をいただきました。日程等も確認がありまして、最終的には29年6月に議会には提案になるだろうということなのですが、大体29年の3月にできるということで、28年度中ということになるのです。28年度中で見直しをしていくということですので、あと4カ月くらいの間に見直しがされていくということだと思っておりますが、今の説明を受けまして、条項の見直しについては23年度に行った条項を見てそれほど変化はしないのではないかというお話だったのですが、1番大事なことが状況、その見直しを行って5年間やってきての状況がどうなのかという検証をしっかりしていただきたいということと、それからもう一つは条項の見直しに対する意見・提案があればそれを提出していただきたいということがこの次の議題となっているということでしたので、今ここで一つずつ議会運営委員会でやるというわけにはいかないのかというふうに思いますので、今こちら側のほうの考え方を述べますので皆さんからもご意見を伺いたいと思いますが、資料お配りいたしましたのでこの条項の見直し、それから取組状況に対する意見・提案を各会派で揉んできていただいて、それをある程度集約して代表の2人の委員に検証委員会で意見を述べてもらうということにしたらいいかというふうに思っていたのですが、どうでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 西田ですけれども、この今いただいた資料のことについて質問できないのですか。

○委員長（吉田和子君） 質疑があればと言うの忘れていました。今、説明をいただきましたけれども、もし今の伺ったことに質問があればどうぞ。

西田委員。

○委員（西田祐子君） きずなの西田でございます。いただいた資料について二つお伺いしたいと思います。一つは、資料4-1の3ページのところの1番下、第18条議会の組織というところで、議員定数の削減が平成27年15人から14人となっていましたけど、前回できたの平成23年度なのでその間の取り組み状況はこれだけでよかったのかと思って。議員の定数、1番下のほうです。3の下のほう、議会のところ、確か16人だったような気が、20人から16人に減らした年数は19年だと思うのです。そのあとの24年のときに16人にしたのではないかと思うのです。その辺きちんと議会もこれに取り組んでいますということなので、その辺は少しチェックしていただければありがたいかと。二つ目なのですが、今議会で取り組んでいるものの中で広報広聴常任委員会を中心としてそれぞれ二つの常任委員会で懇談会していますよね。それについてはどこかに書かれているのでしょうか。どこにあるのかと、それもわからないのでお願いします。

○委員長（吉田和子君） 氏家議員でも山田副委員長でもどちらでも、先ほどの懇談のほうは載っていると思いますけど、資料4-1の2ページに4団体22名で載っていますよね。資料4-1に各種団体というのは分科会だと思うのですが、私も分科会だと思って読んでいましたけども、これは28年の調査だから、27年度4団体22名というふうになっています。これで間違いなさそうです。これは、各種団体になっていますけども、議会と言う分科会ですね。それともう1点、議員定数の削減のことですよね。これは27年に1名減らしているけど、23年は16名を15名にしたのではなかったですか。16名を15名ですよ。5年間の検証ですから、5年間でやったものは載せてもらったほうがいいですよ。だから、23年に減らしたのが入るかどうかですよ。検証の中では、23年に見直しをして24年からの5年間だから、27年の議員定数の削減は入るけれども、23年の定数削減は入らないかもしれない。23年だから。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時31分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。今、議員定数の削減の表現のことがありました。自治基本条例取組状況の資料の中で、3ページの下段に議員定数についての削減が平成27年に15名から14名になっているのですが、前回の見直しの取組状況の中で平成19年に20人から16人に削減をしましたということは載っていますけれども、16名から15名に23年度にやっているのですがそれが載っていなかったの、今回の検証に平成23年に16名から15名に、それから平成27年に15名から14名に削減をしたということを検証委員会で述べてもらいたいと思います。よろ

しくお願いいたします。ほかに質疑ありますでしょうか。ないでしょうか。なければ先ほど述べましたように、ここで全体的に一つずつやっていくわけにはいかないと思いますので、各会派で先ほど申し上げましたように条項の見直しに関する意見・提案、それから取組状況に関する意見・提案を各会派でいつまで、第2回の検証委員会の日程がまだ13日の週ということにしかかかっていないそうです。14日は特別委員会がありますので、14日の週ですね。ですからその前に議会運営委員会をやって意見を持って行ってもらって、だから日程が決まらないとやりづらいですよ。今、全然わからないのですか。18日ぐらいだったら議会運営委員会をそんなに慌てなくてもいいですし、もし15日とか16日にやると言うのだったらその前の週にやらなければならないですよ。次の日程確認できないですか。週だけではちょっとどちらにしてもその前の週でないと議会運営委員会はできないということですよ。15日に議会運営委員会決めて、そしてそのあとに検証委員会やってもらいますか。決めますか。14日の週と言っていますので、議会運営委員会を15日に開催をすることにして、それまでに会派で話し合いをしていただくということでもよろしいでしょうか。会派はどちらにしてもその前の週にやらなければならないし、特別委員会終わってからやるかどちらかですね。会派はそれで時間取れますでしょうか。大丈夫でしょうか。取れますでしょうかと言うより、取ってやっていただかないと検証委員会に出るメンバーが困りますので。会派で検証しているから意見述べてもらえばいいですから、できればいていただいたほうがいいのですが。私もいないのですみません、お願いします。では、どうしますか。15日ということで、それとも18日にしますか。そして、検証委員会がその次の週になってしまいますよね。検証委員会の担当は誰なのでしょう。もう大体組んでいると思うのだけど、まだ組んでいないですか。14日の週にやりたいということは、議会が十分やらないと18日にはいけないということですよ。一応行政側の検証委員会でそのように決めてきていますのでそれに合わせて、ただ日程的にはほかの委員会入っていますので18日にしていただくということで、うちは15日に議会運営委員会をやるということで、それまでに会派の話し合いをしてきていただくということでもよろしいでしょうか。返事がないのですが、やらなければならないのです。間に合わせなければならないと思うのですが、うちは15日しか空いていませんので、15日と18日のどちらかにどちらかを入れなければならないのですよ。14日の週に検証委員会をやりたいと言っていますので、15日に入れないとだめなのですよ。いいですか。15日に議会運営委員会をやって、こちらから言うことではないのですが18日に検証委員会をやってくださいということで、うちは議会運営委員会を15日にやってある程度の状況と条項の意見、それから提言をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それと先ほど検証委員会に参加した議員から報告があったのですが、議会基本条例の件については、これから時間をかけて検証していくべきではないかということになっていますので、前からもお話していますが、議会基本条例をやったからといってすぐ半年とかでできるわけではないと思いますので、時間をかけてじっくりやっていかなければならないと思いますので、もし議会基本条例が必要ではないかということであれば、なぜ必要なのかということも話し合っ、そういう意見も時間あったらそちらまでいきたいと思いますので、そういうことでもしまだそこまで話し合いできませんでしたということになれば、また次の議会運営委員会で議会基本条例をつくるかどうかは検証していきたい

と思いますが、議会としてどうするかということを検討していくということだけは各党派でお話を
していただきたいと思います。それをつくる、つくらないではなくて、もう自治基本条例の
中にはありますので、ただ独立してきちんとまたいろいろな対応をしながら、検証しながら議会改
革を進めていく。それから、議会のあり方を町民に浸透していくこととかいろいろなことを含めて
検証しながら、独自のものが必要かどうかということを検討していただきたいと思いますというふうに思いま
すが、それも含めてやっていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 首を振ってくださっている方もいますので、そういうことで時間がな
ければ、できなかつたらできなかつたで、そこまでいかなかったでよろしいです。一応15日にはそ
ういうことで、自治基本条例の中の見直しの関係とそれから議会基本条例の見直しの関係のほうで
話し合いをしていただきたいと思いますというふうに思います。よろしく願いいたします。今までで何かあ
りますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 氏家議員、ほかのほうの案件に入りますので、基本条例については以
上で終わりますので、きょうはありがとうございました。15日もよろしく願いします。どちらに
してもどういう内容だったかということは聞いていないと困ると思いますので、その場において聞いて
いたほうがその結論が出てくるまでの状況がわかると思いますのでどちらにしても出席をお願い
いたします。私はいないので、党派としても出ていただきますけどよろしく願いします。きよ
うは朝早くからすみません、ありがとうございました。よろしく願いします。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 今の氏家広報広聴常任委員長なのですけども、やはりこういうところに
正式に広報広聴常任委員長が、自治基本条例のこういうことについて出席したということをしちん
と議事録として残していただかないと、また次回のときにわからなくなってしまうと思いますの
で、ぜひその辺はきちんとこういうところの見直しのところにただ出ているというのではなくて、
きちんとそういうふうな形で名前も載せて、そういう形で呼んでしまったというふうにぜひしてい
ってほしいと思います。

○委員長（吉田和子君） 議会運営委員会の議事録が残りますので、参加しての報告はしてい
たきましたので。

西田委員。

○委員（西田祐子君） そういう意味ではなくて、だからきちんと広報広聴常任委員長が議会の
代表として行っていますので、そういう関係で出席していただいていますということをしちんと書
いていただかないと、あとから議事録読んだ時に氏家議員が出ている、ただ議員が出ているのは
なくて、広報広聴常任委員長として出ているのか、ただ議員として出ているのか、その辺が少し曖
昧なので、その辺をきちんとしていただければありがたいと思って今聞いたのですけど。

○委員長（吉田和子君） 前回決めるときに、誰を出しますかというときに、広報広聴常任委員
会の委員長がいいのではないかとということで、あと議会運営委員会の副委員長ということで出した

と思うのですけど。

西田委員。

○委員（西田祐子君） もしそうだとしたら、ぜひその部分はきちんと、ただ単に氏家議員が来ているというのではなくて、広報広聴常任委員長として出席しているのか、それとも議員として今こうやって発言をされているのか、その辺きちんとしていただけるとありがたいかと思って言いました。

○委員長（吉田和子君） でも、最初に紹介しましたよね。2人を代表で議会として出した以上は、2人は議会の代表として出ていますので、2人はこういうことで出てくれましたのでということで、議会の議員として出てもらっています。選ぶときは、どういうふうを選ぶということでは、広報広聴常任委員長がいいのではないかということで、それとあと議会運営委員会の委員長、副委員長もどちらかと言われたけれど、委員長同士出ると同じ会派になるので、副委員長のほうがいいのではないかということであの時決めたと思いますので、そういうふうにして決めましたから、議会を代表して出すのはどういった形で出すかというのを議論して、議会の代表として2人出てもらいましたので、代表として出た2人として報告をしていただいていますので、広報広聴常任委員長としての報告ではないので、検証委員会に出た議員の代表としての報告になりますので、その点理解していただければと思いますけど、お願いします。名前は紹介していますので、わかると思いますのでよろしいでしょうか。

次に、その他について。（1）定例会11月会議についての会議日程についてお願いいたします。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 定例会11月会議の開催が町のほうから要請があるのですけども、人事院勧告に伴う給与改定の関係の議案を提出したいというところなのですけれども、閣議決定はされたのですけど法案がまだ通っていない状況で、まだ法案が通る日にちが明確でないものですから、一応町側からは11月28日10時から、または29日、30日は議員研修が洞爺のほうでありますので、もしくは最終的に法案が通った30日の可能性もあるということで、11月30日の議員研修が終わってから、13時からという日程で予定をしているところでございます。これに関して人事院勧告の関係で給与改定、これにつきましては詳しい概要はまた総務課のほうから議会運営委員会の中で説明を受ける予定にしておりますので、ただ概要でいくと勤勉手当が0.1カ月ふえるということもありますので、これは議員にも影響する改定になるのかと思ってございます。このほかに給与改定の部分と、それとほかに議案が補正とかがあるようだというところなんです。28日か30日ということで、ご承知おきしていただきたいというところでございます。

○委員長（吉田和子君） 今説明がありましたけれども、これは12月の期末手当のことも入っているから11月中にやらないとだめなのですか。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 期末手当は12月1日基準です。

○委員長（吉田和子君） 今、そういう説明がありましたけれども、皆さんのほうから何か、これは総務課長が来たときにまた質問できると思うのですけれども、今の件で定例会11月会議が開か

れるということの日程が入ってくるということを了解していただきたいというふうに思います。ただ日程が28日になるか30日になるか、30日は向こうから泊まった方が帰って来る関係もありますので、一昨年みたいに雪が降らなければいいのですけれども、午後からになっておりますのでもし30日になりましたら出席のほうよろしくお願ひしたいと申します。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） もう一つなのですけれども、これが11月30日までに法案が通らなければ、給与関係の改定にかかる部分については取り下げと言うか、まだ提案されておられませんのでなくなるかもしれませんけれども、ただほかに補正とかがあるようですので開催は28日か30日であるのかというところがございます。

○委員長（吉田和子君） 取り下げになるということは、法案が通らなかつたから取り下げになるかもしれないということですね。どちらにしても補正もあるということで、議会は入るということでいいですね。補正もあるということで、この日程のどちらかに定例会11月会議が入るということで了解をしていただきたいと申します。よろしくお願ひいたします。何かありますか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 30日13時から会議ということになったら、議会運営委員会はその前にやるのですか。

○委員長（吉田和子君） 南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 11月30日にもし議会が開催となれば議会運営委員会のこともありますし、それでまださらに13時というのがある程度帰って来られるか、議会運営委員会ができるかという、まだまだその時間については調整が可能だと思いますので、この辺についてはまだもう少し状況を見ながらというところで、ただ時間は午後になるのは確かかと思っております。

○委員長（吉田和子君） 28日の日程10時になっていますけど、もしかしたら9時半になるのかもしれないし、それから11月30日は1時から議会運営委員会をやって、1時半から議会になるか、その辺の日程がはっきりしましたら時間を組んで早くに皆さんのほうに連絡できるようにしたいと申しますので、よろしくお願ひいたします。今の点についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 次に、議員報酬（自主削減）についてなのですが。

南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 定例会11月会議がもしこの11月28日か30日になるとすれば、給与改定の事前の議会運営委員会のほうに総務課のほうから説明を受けるのですが、それが20日前後でないという状況も見えないというところで、先ほど15日で議会運営委員会が1回確定しているのですけれども、その辺の日程的な調整も総務課のほうとしなければならないのですけれども、一応今20日前後という話はしているのですけれども、もしかしたら15日以外にまた議会運営委員会という形を。

○委員長（吉田和子君） 始まる30分前ではなくて、それでは間に合わないということ、時間が足りないということですね。そしたら、それは今後の国の動き方を見て決めていただければいいですね。ここで揉んでも仕方ないですよ。国が決まらないうちはできないわけだから、こちら側で日程い

つにしましょうと言うわけにはいかないのです、それは総務課のほうで検討していただいて、事務局と打ち合わせして調整してください。よろしく願いいたします。あといいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） その部分は終わります。次に、議員報酬についていきたいと思いません。議員報酬の自主削減なのですが、何か宿題としてあった前回の議会運営委員会のときも少し議員報酬のことでお話ししたのですが、西田委員から新しい議会になったときにやるというところの議事録があるのかということなのですが、前回の2月の議会運営委員会のときにも西田委員同じようなことを聞いているのです。それで、前は岡村事務局長でしたので、きちんとこれは、絶対議会運営委員会で自主削減をするのだとか、そういうことがはっきりしたものはないけれども、そういうふうには定数については決めたいけれども、報酬については10月までは5%削減だと、10月以降の改選以後は改選した議員で話し合いをすると、そういったことになっておりましたと、そういうことで議会運営委員会で決めておりましたので、それでどうするかということは議会運営委員会で進めていって構わないことかという、そのときも答弁しているのです。そういうことですので、上げる、下げる、下げない、いろいろそれぞれの会派の考え方があると思いますので、こうやって人事院のほうも出てきておりますので、予算等とも絡んでおりますので、議会もいつまでも答えを出さないでいるわけには私はいかないと思います。これ議会運営委員会ですと持ち越しをしてきていますので、今議長の提案でとかということにはならないと思いますので、会派で話し合いをしていただいて、議会運営委員会できちんと合議制で結果を出して予算に間に合うようにしていきたいと考えておりますので、そういう形でよろしいでしょうか。ほかに何かこういった方法がいいのではないかというのがもしあれば、もうここまできているのですけども。変える必要がなければ変えないでこのままやっつけていこうでもいいですし、反対に上げるという話も出てくるかもしれませんし、それぞれの会派の考え方を持ち寄って合議制できちんと話をしていきたいというふうに思うのですけど、削減をどうするかということをも一つ一つのテーマにしておりますので、そのことをきちんと答えを出していきたいというふうに思っています。今ちょうど財政健全化もやっていますし、人件費のほうもやっていますので、そちらとの絡みもあると思います。ですから、それを見ながら大体同じころには結論が出るような形にしていければいいのかというふうに思うのですけど、どうでしょうか。何か皆さんのほうからないでしょうか。そういう形で会派として話し合っておいていただければと思います。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 会派で話し合うのはいいのですけど、いつにするかというのを決めないと、いつ話しすればいいのか、いつまでに結論を出せばいいのかわからないし、それをいつ議会運営委員会で上げるのかというのを決めないと、いつまでも日程が決まってこない議論できないので、それを先に決めたほうがいいのかと思うのですけど。

○委員長（吉田和子君） 15日の議会運営委員会までには、状況のほうと条項と話し合いするので無理だと思うのです。するかどうかぐらいのものはある程度結論出ても、それにきちんと条件づけとか、こうあるべきだからこうだということになってくると、もう少し会派として煮詰めな

ければならないかというふうには思いますので。

大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 大渕ですけども、各会派におろすのは構わないのです。全然いいのですけども、蒸し返しはしませんが、先ほどの自治基本条例の問題何かもそうなのですが、やはり議会運営委員会で一定限度議論しないと、ただ会派におろして何か意見書いてこいというのは少し乱暴なやり方だと思うのです、私は。議会運営委員会というのは、1番議会を運営する場所ですからどういう観点でやるのかとか、報酬の問題もどういう視点で議会運営委員会としては考えて、上げるとか下げるとかということと言えと私は言っているのではないのです。そういう考え方をきちんと議会運営委員会で議論して、こういうことに基づいてその会派で議論してくださいというふうにしないと、例えば自治基本条例の場合も前は、これは先ほど何でやらなかったかと言ったら、氏家議員がそうやっていたから言わなかったのですけど、これ議員は議会部分しかやっていないのです。今回は全部やれと言うことでしょうか。それはどうしてなのかというようなことを議会運営委員会できちんと議論して、全体の問題だからやるのか、議会の問題だけでなく全部やるためにこういう視点で、議会はこういう視点でやってくださいとかという、そういうことを委員長なり副委員長なりの考え方の中でまとめて、そして議会運営委員会に提起しないと、ただやってくださいと言うと何を重点にどうやってやるのか。本来から言えば、自治基本条例の議会の部分を我々はやるべきなのです。だって、ほかにきちんといてやっているわけですから。それは1番最初からそうやってやっているのです。だから、今のこの報酬もなぜ出るかと言えば、これ引き継ぎでやるということになっているわけです。だけど、これを議論したときと状況が全く変わっているわけですよ。まして選挙前と、はっきり言えば。ですからそういうことを十分考慮して、本来は議会運営委員会の中でもう少し揉んで、ではそういう視点でやりますかと。例えば、今の状況で言えば下げるわけでしょう。町の職員が元に戻す部分が若干ふえるわけです。それは、前回議論したときと全然状況が違うのです。そういうことを全くなしでやってしまうと、どういう視点で会派で議論するかというふうにならないのではないのかと。ただ上げるか下げるかどちらかだというふうにしかならないでしょう。議会というのはそういうことをうんと議論してどういう方向でやるかということを中心に議会運営委員会で揉んでやらないと、何か形式的にここが議会、私はこれではやはり議会改革は進まないと思うのです。そこら辺が非常に気になるのです。それで今言ったのです。だから、何もなくて決まっていくのはいいのです。では、今度これ出てくるとき、会派で上げるか下げるかしか出てこないですよ。それは違うと思います。町民がどう思っているのか、役場の職員がこういう動きがある、そして、例えばこれはもう理事者の報酬何かでも極めて密接に議員の報酬なのだから絡んでいる問題だと思うのです。45から10にするというのでしょうか。本来そういうことも含めて議論しないと、いや、それで意見出ると言ったらすぐ出ないかもしれないけど、いきなりこうやって出てきても議論にならないのではないのかと。それで何か決まっていくのだけでも、どうも少し違うような気がしてしょうがないのです。そこが少し。

○委員長（吉田和子君） 今、大渕委員から言われましたけれども、自治基本条例のほうは自治基本条例検証委員会というのがあって、こういう検証してくださいというのが出てきますので、私

前にも少し言ったと思いますけども、前は議会の部分しかいじっていないのですよねと話を少ししたと思うのですが、それで議会の政策研究会で委員長が提言した部分を参考にしてやっていただきたいというお話しをしたつもりなのです。だから意見としては、町に対して何かこういう工夫したほうが良いというのがあれば出していただいてもいいですし、なければ私はないでいいと思うのです。それぞれの会派の考え方で、議会運営委員会で議会だけでいいですよと言うのもどうなのかと私も少し思っていたものですから、だからもし町側に対して進んでいないのではないかと、町民になかなか浸透していないのではないかとというぐらいの意見は出していいとか、議会ももちろん反省として議会基本条例があってやっている何てことは町民に知られていないのではないかとか、そういったことも含めて検証していくべきなのかと思って、一応検証委員会でこれに対して出してくださいというふうにきていますので、この次の15日に出されたときに各会派が町の行政はやはり町の行政でやってくださいというふうになれば、私はそれでいいというふうには少し考えていたのですが。それで委員長報告を見てくださいという、前回の議会がとった対応を見てくださいというふうに述べたつもりなのですが、はっきりその部分だけとは言わなかったので少し迷われるかもしれませんが、それでも町に対して何かあれば私は出しても構わないような気もするのですが、どうでしょうか。議会の部分だけでよろしいですか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。私が言っているのは、議会だけやりなさいと言っているのではないのです。全然違います。それはそれでいいのです。ただ、議会の部分を変えたとしたら、それはよほどの議論をしなかったら変わらないでしょう。1回、2回、3回、5回だなんて、そんなものでないとは思いますが、だから、本来、議会基本条例というのは議会の部分をやるべき中身のものです。ただ、今吉田委員長が言われたこともそうなのです。町はきちんとそうやってきているわけだから、それは見直すなら全部見直しても構わないのです。ただ、そこで始点としてやるときに、では、議会の部分を変えたとしたらどういう視点で変えるのか。そこで、だからその前に私が提起したのは、なぜ議会基本条例を立ち上げたほうがいいのかと言ったかということ、そういうことが議論できるような中身にこれではないとだめでないのかとと思っているから言っているわけです。それがなかったら何も全然構わないのです。そういうふうな視点を各会派におろさないと、そういう視点で議会基本条例の見直しをやってくださいという形で議会運営委員会でおろしていかないと、一般論でここにこうやってありますけどこの中で皆さん何か変えるところありますかというふうなおろし方にしかならないでしょう。それでいいのかということ。議会というのは違うのではないかと。議員と町民、議員と行政、違うのですから、だからそういうことをきちんと意識して、14人しかいない議会がやるわけだから、そこを意識してやれるような議論にしないと議会の質が上がっていかないと、議会そのものが、では自治基本条例とは何なのだという議論にならないでしょう。私はそういうことを言っているのです。だから、何も部分だけでやりなさいと言っているのではないのです。全然違うのです。議会だけやればいいというのではない。そこを議会が高まるために、どうこれを使うかということと言っているわけです。そのために会派でこれを見て、いや、では、これこうというのではなくて、やはりきちんとした視点を持ってこれをやれ

るような、例えば議会の部分だったら、議会基本条例を独立させた場合はどういうふうになるのかということをごきちん議論して、それを持ち寄るとかそういうものが始点としてないと、一般論でこれやってくださいとしかならないのではないかという気がすごくするものだから言ったのです。少し余計なこと言ったかもしれないけど、私が言っているのはそういう意味なのです。質を上げる、政策研究会もそうなのだけど、どうやってこの自治基本条例とは、議会の質をどうやって上げて、町民とどうやって一緒に議会が認められてやれるかということをごここに盛り込んでいるわけですよ。そこのところが深まらないとだめではないかと思っているものですから。

○委員長（吉田和子君） 先ほど委員会始まる前に少し議会基本条例について話していたのですが、二元代表制ということだとか討議ということが十分生かされているのかどうかとか、それから事務局体制が今のままでいいのかどうかとかいろいろなことを含めて、そして二元代表制で議会条例が自治基本条例のもとにあるということが、独立していないでいいのか、それは少し議論はしてはいたのですが、私は自分の中でそういうことも含めて出そうと思って、自分の会派ではそういうふうにしようと思っていたものですから、何か少し説明不足だったかもしれませんが、議会基本条例をつくるという前提も含めて議論してくださいといったことがあとになってしまったので、まずこれの見直しが先になってしまったというふうには思うのですが。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 私が言っているのは、ほかの委員さんがどういうふうに思っているのか聞いてほしいのです。私の言っていることについて違っているなら違っていると言ってほしいし、こうやってやるべきだというようなものが、もしほかの委員さんでこれを見直すときに、それから報酬見直すときにこうやってやるべきだというようなことを議会運営委員会できちん議論して、そうして会派でかけるわけです。そうすれば上がってくるものが全然違うのです。そういうことを言っているのです。だから、報酬についてはやはりこう考えるべきでないかとかという意見がここで出ないと、議会運営委員会が出ないとだめだと思うし、検証をどうするかというのは、今氏家議員は検証委員会のメンバーだから来ているわけだから、検証をどうするかではなくて、議会基本条例、自治基本条例をどうするかというのは議会運営委員会です。だから私は言っているわけです。そういう意味では、ほかの委員さんが、いやいや、大淵お前そんなこと言ったってそんな無駄だからやめれと、それはそれでいいのです。そういう議論がずっとなることが議会運営委員会です。一番大切な部分で、それをやれば各会派で議論はスムーズにいくし、どんどん意見出ると思うのです。私が言っているのはそういう意味なのです。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。私の会派では、私がおろすときはやはり検証をしながら、議会基本条例を独立させたほうがいいのかどうかを含めて検証する予定でございました。議会としてどういう議会があればいいのかということも、同時に討議することによって報酬についても絡んでくるというふうには考えておりました。

○委員長（吉田和子君） あとはどうでしょうか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今、会派のほうの議論していたのだけでも、それは基本的なことは西田委員が言うかわからないけど、それも含めて委員外議員として、今の大淵委員から話しされたのは、私はそうだと思います。会派の中で議論してきて結論だけが上がってどうだということになると、まずそれに議論される。やはり議会運営委員会というのは、そういう性格からいけばある程度の議論というのはきちんとすべきだと思うのです。それと、大淵委員が言ったから言わなかったけど、議員の削減も今の財政健全化プランでやっている部分と多分に整合性が出てくると思います。そういう部分で、当然今やっているプラン、給与の改定の率も言ったけども、それは会派や議員によってはその率がいいかとかという議論をこれからもされるところで、町の職員とか特別職の削減率がいいかどうかと議論されている分で討議されると思いますけど、そういうことも踏まえた中でどうあるべきかという議論もあると思うし、それはそれでいいけども、今引き継いでいるから議員の報酬は今の状況考えればこうだよという議論も出てくると思う。ある程度そういうざっくりばらんな議論というのは、やはり議会運営委員会である程度お互い委員として出すべきなのです。ただ会派でと言ってしまえば、それ以上議論にならない場合がありますから。それと、うちの中で自治基本条例についても議会以外のものは見て、各会派で議員も参加してあればということだと思うからそれはいいのだけど、やはり議会の部分については先ほど吉田委員長も言ったのだけど、前回もそうだけど政策研究会で配った部分を参考にしてくださいと言ったでしょう。これ非常に、あとで西田委員からも言われるかもわからないけど、理念として二元代表制機関、競争主義、どうするかということが非常に大事だと。だから、それはどういう形で今の言う自治基本条例に入っていないから、ある程度入れて当面そういう対応して、議員の質問とか討議とかそういう部分の踏まえる、議会のあり方を原則認識した中で、まちの憲法の柱に入れておいてもらおうと。けども、一方では議会基本条例をつくとそのときに具体的になるのだけど、その兼ね合いをどうするかという議論というのはある程度議会運営委員会でお互いにしていかないと、会派でも皆さん一生懸命やっているのはわかるのだけど、では、議会運営委員会では方向性としてどうだったのという話になると思うのです。やはりここは大淵委員が言ったように、私も含めて資質を高めるといふかそういう競争主義、二元代表制など我々は何をしなればいけないのだろう、それはどこに反映しなければいけないかと、そういうものも私はある程度この場で結論は出さなくても示唆的な議論はあって、そして会派で、いや、議会運営委員会としてはこういう議論があったよと、考え方があったよと、そういう中でどうだという議論をしたほうが私はいいのかと思います。時間はかかると思うけど。ただおろしてしまうと、議員の報酬だっておろしてしまうと、いや反対だ、賛成、反対だくらいしか出てこないのです。では、あなたたちの考え方はどうだという話にならないでしょう。私たちはせっかくこういう議会運営委員会の委員になっているのだから、ある程度の議会の方向性云々というのは、やはりここで下地の議論というのはあってもいいのかとは思いますが。いろいろな議論があるのはいいのです。何も否定しないことだし、大いにすべきだと思うのだけど、私はそう思うのだけど。

○委員長（吉田和子君） 議員報酬は簡単なことではないというふうには捉えていましたので、ただ予算に間に合わせるように、継続の審議になっているのでと言ったら、いや、会派に持ってい

かなければならないとか、どういう議論だったのかということに元に戻されてしまうものですから、だから私も何かまた新たにやらなければならないのかということもありましたし、財政健全化やっています町に出されたものもありますので、今それを議論している最中ですので、何か議会が先取ってそれをやっていっていいのかという部分も少し私の中であったものですから、その辺含めて休憩後に少し議論したいと思いますので、暫時休憩したいと思います。よろしくお願いします。

休 憩 午前 11 時 13 分

再 開 午前 11 時 20 分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。今、提案がありましたように、議員報酬については会派、会派と言っても、会派の考えは前にも1回出していただいて、意見は割れていましたので、今、財政健全化で財政のほうの人件費も提示されました。考え方についてですけども、まだ決まったわけではないですけど、それも含めて議会として基本的にどう考えていくべきかということをおある程度皆さんから意見を出していただいて、こういった意見を含めて、では、会派としてどうしていくのかということが議論しやすいのかというふうに思いますので、先ほど西田委員が言っていた2月8日に1度こういうことを少し議論しているのですけれども、引き継ぎがあったのだということの議論が岡村前事務局長のほうからきちんと示されているのですが、その答弁書というか議事録、ほかの会派の方もいますか。もしあればあれですけど、そのように引き継ぎになっているということだけ、だから議会運営委員会でやっていくということは当然必要だということも言われておりますので、引き続き議会運営委員会でやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしますと思います。それで、先ほども会派に相談したいとも言われますので私もすぐ会派に投げがちなのですが、一つは自治基本条例のほうは会派で議会基本条例も含めて議論してください。これはよろしくお願いしますと思います。いろいろな書物等も出ていますので、会派で勉強しながらその点含めてしっかりとどういった方法がいいのか、なぜ必要なのかということをお踏まえながら、もしかしたら議会運営委員会で視察も必要であれば視察もお願いしたいというふうに思っていますので、その辺含めてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、議論のほうよろしくお願いしますと思います。では、報酬についてそれぞれお考えがありましたら、お話しを願いたいと思います。財政健全化のほうの人件費のほうも出てきておりますので、それとの整合性もとるべきだとかそういう意見もいろいろ意見あると思うのですが、どうでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 会派きずなの西田でございます。先ほど資料いただきましたので、後ほどまたゆっくり読ませていただきたいと思います。私どもの会派きずなのほうの議員報酬の削減についての考え方を示させていただきます。一つ目は、理事者、職員、医師の全てが給与削減し財政健全化に寄与しているにもかかわらず、議員報酬の自主削減をしておりません。議会議員自ら身を切らずして財政改革、健全化を進めるといっても、町民の方々が耳を貸すとは思えません。町民の

目線、町民の意見となっているのか、改めて考えさせていただきたい。そこで職員が自主削減して財政を立て直す源になってきた現実が今までございます。財政再建中に報酬が高いとか安いとかの議論ではなく、議会は財政再建中の姿勢として考えるべきであると。そこで、私どもはぜひ報酬削減を考えるべきであると。パーセンテージについては、それはほかの会派の皆さん方と歩調を合わせてさせていただきたいと思っています。2点目に、正副議長は前は一般の議員と全部同率の削減だったのですけども、今回は一般議員よりも多い削減率にしたほうがよいのではないかとこの意見にまとまりました。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今、西田委員のほうから会派として十分に何日もかけて議論したのですけど、今言ったのは会派の意見でもあるけども、西田委員のほうから、吉田委員長から話もあったので、そういうことも踏まえて議論してほしいということでの提案です。イコール会派の意見になりますけども。

○委員長（吉田和子君） こういう考えのもとで私たちは今言うから、そのことを基本にまたこういう考えもあるということで議論してくださいということですね。ほかの方はどうですか、何か。吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 私は、今回議員定数1削減したというその大きな理由としては、議会としてもそういった財政健全化の最中であるというところを踏まえて、本来であれば15名というところを1名削減して、そういうところに貢献するという形で議会としての姿勢は示している。もう1点は視察研修です。これも8万円の研修を隔年にしたということ、これもまた健全化に向けての議会としての姿勢を示しているということで考えています。よって、議会として個人、個々の議員の報酬を削減するというばかりではなくて、議会全体としてそういった削減方法に対して寄与しているというふうに考えていますので、今回の自主削減については議員個々での削減はしなくてもいいのかというふうな考え方を持っています。

○委員長（吉田和子君） ほかに、ありますでしょうか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 自治基本条例については、町側にも意見、提言、そういう等も含めて各会派でまとめて、先ほど吉田委員長が言われたとおり各会派の意見をまとめながら進めていったほうがいいのかという形で考えています。議員報酬についてなのですが、回数を決めて議会でまず各議員が思うようなところの頭出しをしてもらいたいような形で、考え方の頭出しということで1回なら1回、2回なら2回、そこで意見のある程度抽出した中で各会派に持ち帰ってそこを中心的に議論を進めて、また会派としての考え方をまとめて議会運営委員会のほうに持ち帰ってくるというような流れのほうがスムーズなのかというふうに思っています。それで、各会派でまた各個人の議員の考え方も出てくるでしょうから、再度各会派の考え方を持ち寄って議論をすべきかというような手法がよろしいのではないかと考えております。

○委員長（吉田和子君） ほかに、どうでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。基本的には、前回言ったのは私たちが1番最初に言いましたから、削減すべきというふうに考えています。ただ、やはりここで1番大切なのは、首長さんも一定程度戻していますよね。だめだと言っているのではなくて。北海道の首長は多分いまだに、あとでもしデータあったらさっさと出るものだったらまだ議論続きますから出してほしいのだけど、たしか全国的に見たら北海道の首長というのは47都道府県のうち多分5番目前後ぐらいだと思います。多分そのぐらいだと思いますよ。議員の報酬は下から5番目か6番目か8番目ぐらいなのです。そういうことを考えたときに、基本的には私は下げるという考えなのです。だけど、議論するときにはやはりそういうことがきちんとデータとして出て、そういうものを見ながらやらないと、それが今回やはり職員の皆さんと理事者は、私は全く違うと思っていますから。全く別問題。職員は上げるのではないですから、戻すのですから。あれは戻すのですから、みんな町民の人は上げる、上げると言うけれども、上げるのではなくて戻す。人事院勧告で決まっていることなのだから、当たり前のことなのですよ。理事者は少し違うのですよね。だから、そういうことも含めて議会と町民との関係、議員と町民との関係も含めて考えないといけない。ただ、あまり安いのがいいかと言ったら、本当にいいのかという議論はやはりすべきだと思います。それは、それに対応するだけの議会活動がなかったらだめだけでも。今の白老は、私はあると思っているけど、やはりそういうふうなことも十分考えて議論したほうがいいと思うのです。それでないと北海道の議員というのはいつもそうでしょう。胆振の議員さんに会ったらみんな言いますよ。白老町がカットしたり、困ると言うのです。上げてほしいと言うのです。私たまたま胆振の監査の会合に行きましても、正式なときは出ないですけど一杯飲んだら必ずその話が出るのです。これはみんなそう思っているのです。だから、そういうことも含めて議員が本当に力出してやれるというのは、お金ではないとは思うのだけど富山の例もございまして、やはりそういうことも含めて会派で議論したほうがいいのではないかと私は思っています。基本的にはそういう考えだけでも。ぜひ議会事務局は、それはデータで簡単に出るでしょう。全道平均、全国平均の前にも1回出ていて、でも1番新しいのあったら議員と首長の対比だけ出して、次でいいですから。

○委員長（吉田和子君） わかれれば報酬と削減率を出してもらったほうがいいですね。私、あれ見たときに、ただ全部の報酬も出ていましたよね。削減率出ていましたか。全国平均のもしデータが出ましたら、できれば会派会議やる前に欲しいですね。15日前に、11日とか14日のその前ですね。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） それでは、全国の町村議会の首長の平均報酬、それから議員の報酬、削減していれば削減しているところ、全部でなくていいですけどピックアップして出せば出すと。あと同時に北海道の平均、両方ですよ、両方。それから、胆振管内の平均、それぐらいあれば助かります。これは首長、議員、両方です。つくるの面倒くさいようなものはつくらなくていいですから、あるものだけで結構です。新たにつくる必要はない、聞き取り何かする必要はないですから。

○委員長（吉田和子君） でき次第各会派に配ってください。お願いします。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 僕が言っているのはそれだけです。国と北海道と胆振の町村。首長と議員。平均でいいです。

○委員長（吉田和子君） 削減率というのはわかるのですか。わかれば入れてもらって、わからなかったらいいです。

前田副議長、どうぞ。

○副議長（前田博之君） 今、大淵委員から話ありましたけど、考え方二つにわけて発言されたと思いますけど、議論もわけて議論していかないと、西田委員も言ったようにあくまでも本来の今の議員報酬が高いか安いかということは、それを議論すべきだと思うしずっと議論されてきています。それはそれでいいけど、今、議員の報酬を自主削減するかどうかということとわけて議論しないとまた元に戻って議論して収拾がつかなくなるから、その辺はきちんと整理をして議論されないとだめだと思います。我々も含めてその辺だけはきちんと論点整理しておかないとみんな混ざって結論出なくなりますから、そういうことだけ吉田委員長のほうで少し議事のとき整理してほしいと思います。

○委員長（吉田和子君） 前期の議会運営委員会からこちらに引き継ぎされていることは、議員の報酬削減をどうするかということなのですよね。だから、まずその結論をきちんと出していかねばならないのかと。報酬が高いとか低いとか上げるとか上げないとかというのは、また別の議論になるのかというふうに思いますので、それが白老は安いだから下げる必要ないよということも理由として私はいいと思うのです。ただ報酬を上げる、低いから上げようとかかそういうことではなくて、この削減ということをやってきたことに対して評価と検証と今後どうするかということを会派で話し合っ、まず一つは議会運営委員会として結論を出したいというふうに思います。報酬等のあり方については今後また議論をしていきたいというふうに考えているのですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） よろしくお願ひしたいと思います。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 私からもう1点、資料なのですが、先ほど大淵委員言われたのと同じように議会費、全道とこの管内と議会費がどれぐらいの割合になっているのか。

○委員長（吉田和子君） 1年間の町の予算に対して何割ぐらいになっているのかということですね。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 各自治体自体との比較をするのにそのデータもあるとわかりやすいかと思うので、それもお願ひします。

○委員長（吉田和子君） これは全国、全道、胆振でいいですね。よろしいですか。決算のほうの割合でいいですか。決算の割合でいいですね。では、もうほぼ決算終わっているから27年の部分も出ますね。公開されているかどうかは別として、最新のということでお願ひします。あとそういうもので資料として要求したいものがあれば。

西田委員。

○委員（西田祐子君） よくテレビでも出ていますけども、ほかの審議会とか政務調査費とかもらっているところもあるし、日当を出しているところもあるのですよね。実際に白老町は一切ないですよ。あるのは交通費だけ若干あるだけでそれ以外何もないですよ。その辺も吉谷委員は議会費というふうにおっしゃっていたので、もしわかればどういう状況になっているのか。正直言って日当と政務調査費とかあるのかないのか。

○委員長（吉田和子君） これも町村だけでいいですか。市入りますか。市はほぼ出ていると思うのですが、町村でも出ているところありますので、町村で出ているところ。日当はあると思うのですが、市はいらぬですか。これも町村だけでいいですか。議会費の割合も町村だけでいいですよ。市はいらぬですよ。ですから、政務調査費、日当も町村の全国必要ですか。出せますか。あれば日当出している割合がどれくらいあるのか。資料大変でしょうけども、でき次第で。白老は政務調査費はなかったけど、日当は1,000円だったかあったのですけどなくしたのです。議会改革でなくしたのですよね。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。今、前田副議長が言われたように、そこはきちんと区別してやるというのは、もう1回確認したほうがいいと思います。それは全く別ですから。ただ新しい議員になっていますから、状況をきちんとつかまえた上で判断していくという、それは、例えばここにいる委員の皆さん方が町民に会ったときにでも、そういうものがデータ持って話をするのとはしないのでは全然違うのです。そういう議論がここで、議会運営委員会の中でされるということが私は本当に大切だと思っていますので、私も前田副議長が言われたとおりこれは、そういう状況だから上げるということとカットするということは全く違う話ですから、違う次元で議論すると、これはきちんと確認しておきましょう。各会派でもやる時にそこはきちんとするというふうにしましょう。

○委員長（吉田和子君） 私も先ほど少し述べましたが、引き継ぎでこられて、議会運営委員会で議論することは、報酬を削減してきたけれども報酬の削減を1回とめたと、新しい議会になってからやろうというふうに決めておりましたので、それを引き継いで削減に対して今の現状を把握した上で議会としてどうするかということを、きちんと会派で話し合いをしていただきたい。それには財政健全化、町の今の人件費に対する対応、それも理由になるかもしれませんが、議会議員として、議会としてどうあるべきかということもきちんと持ち寄って議論をしたいというふうに考えておりますので、報酬の削減についてすべきかしないか、そのままにおいておくかということの結論を出していきたいというふうに思います。報酬を上げることとかその他については、今後議会改革等になるかどうかわかりませんが、議長にもきちんとお話しをして、議長の諮問になるかどうかわかりませんが、違った形でまた議論をしていければというふうに私は考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） そういうことでよろしく願いいたします。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。考え方述べておりませんでしたので、述べさせていただきたいと思います。私も吉谷委員がおっしゃったように、議会費として随分自主削減してきているというふうに捉えております。財政健全化中ではありますけれども、本来定数や報酬で削減することが根本的な解決策ではないというふうに思っております。それは同時に職員においてもそうだと考えていますし、給与削減や職員数の削減が職員の力を落としていることが明白なのではないかと思っています。ですから、そういった意味でもやはり根本的な解決策ではないという点で自分たちの姿勢として、それはそういうものではないのだということを示したいと思っております。うちとしては、議会費を多分0.9くらいに押さえているのではないかと思うのですが、そういう努力をしてきておりますので、それが町民にも具体的に政務調査費がないですとか日当がないですとか、ほかの町村と比較してこうだというデータを持つのは大変重要なことだと思いますし、それを元にそういう努力をしているということを説明できれば報酬の数%の削減をする、しないで根本的な解決策ではないということを示すべきではないかというふうに考えております。

○委員長（吉田和子君） うちの会派なのでありますが、報酬は決して高いというふうに私たちは捉えておりませんが、やはり職員があれだけ削減をしている、ボールペンの1本まで買ってやっている。それから、町民も報酬が本当に低い中で頑張って超過税率等も払っている。そういったことを含めると議員の報酬が高い、低い以上に、議員として町の財政をきちんとしっかり把握をしていったときに本当に削減もなしで、職員と理事者の削減だけで、私たちは日当ももらっていません。それは町民に話しています。でも、町民の中にどれだけわかっているかと言ったら、わかっている人がほとんどです。報酬も政務調査費もあると思っています。でも、それをきちんと徹底できない議会にも責任はあると思っていますけれども、それは別としてもやはり議員としての姿勢の中では今は削減をきちんとして、財源が本当に白老の財政が元に戻ったとき、大きく胸を張って言えるときに元に戻しても私はいいのではないかというふうに思います。いろいろな定数を削減したりとかというのは、そのときに合わせて必要な議員数をきちんと皆さんで議論をして議員定数を決めてまいりました。ですから、減らしたことが即報酬を下げないことには私はつながらないことになるのではないかという、考え方としてですよ、報酬が高いとは思っていませんから、そういうふうには考えておりますので、先ほど皆さんから出た資料はまたしっかり見させていただきながら、私たちもいつも町民にきちんと説明ができるよう、私たちも聞かれますから、上げているのか下げているのかと、そういうことをきちんと説明できるような形で納得していただける、やはり議会もまちが普通のまちになるまで町民の負担を少しでも減らすようになってから元に戻すのだというふうに言ってもらえるような議会議員としての姿勢を示していくことも一つの私たちの役割ではないかと。議会議員というのは、町民の福祉のためにあるのだという大学の先生の本を見たときに、私たち福祉にどれだけかかわっていきえるのかということも考えまして、そういうことも含めて今のところは、町民の給与を戻すのもすごく不安があるのです。元に戻してまた厳しくなって、また元に戻ったらどうしようと思いつつ今考えている最中ですので、今はそういう考えでおります。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 議員報酬の中で一つ考えなければいけないのが、自治基本条例のかかわってくるのかと思います。自治基本条例の中で、やはり二元代表制、機関競争主義の記述も盛り込むべきという、前回のこの自治基本条例の見直しの中に書かれているのですが、北海道町村会の札幌大学の教授の福士明先生が、機関競争主義にこういうふうに言っているのです。自治体が改革視点として、決定過程の公開とか審議の時間の確保とか議会事務局の強化とか住民参加とか、こういうことをやってかなければいけないのだけでも、その中で政策形成機関としての議会が立法権を行使してやっていくときには、専門職としての議員がふえることが必要になってくる。そして、議員身分の常勤職への転換ということも踏まえ、市議会議員とか道会議員みたいなふうになってしまうということだと思っております。議会補佐機能の強化、特にここが問題になってくるのかと。今、芽室町の前の議会事務局やっていた方が議会の事務局というのはどうあるべきかということで、最近あちこちでフォーラムとか開いて勉強会やっていますので、やはりこの議会事務局の強化ということが必要になってきます。それは、やはり私たち議員が勉強していくためには公務能力も必要になってきますし、議員一人一人がどれだけ勉強しなければいけないのかということも必要になってくるので、将来的には私たちも独自の政策能力を使って提案していくような力をつけていくのが望ましいと思っております。ただ、今の白老町の議会でそれが必要なのか、必要でないのか、本当は必要なだけ力があるのか、ないのか、そういうところも議論して考えていかなければいけないのかというふうにそれとっております。

○委員長（吉田和子君） 先ほども出ましたように議会が条例、政策提言をする、そういったことは法的なものがすごく絡んでくるのですよね。そうするとやはり専門的な、先ほども始まる前に少し話してはいたのですが、やはり議会事務局は今の体制ではなかなか資料調査をするとか、今も皆さんのデータたくさんお願いしましたがけれどもそういったものを調査するとか、議員が、こういう一般質問したいのでこういうデータだとか、こういうこと調べてほしいとかというものまでもっていただける今の体制ではないわけですね。ですから、そういったことを含めるとやはり大学の先生方の業務と議会事務局の専門的な知見を持った、そうしたら給料高いだろうから、かえって役場の法的なことにかかわった職員の再任用だとかそういう体制も必要なのか何て話も少し出たのですが、そういったことも含めまして今後のあり方をまたこういうふうな場で議論ができることも必要になってくるのではないかと。常勤職というのは、道会議員も市会議員も皆常勤職ではありませんから。だから、皆それぞれ白老より暇な市もあるのではないかとこのように思っていますので、白老のほうがかえって忙しいのではないかと考えていますから、そういうことも含めて、それはまた報酬等の審議のときにももちろんどんどん出てくるでしょうし、議会基本条例作成のときにも必要な項目として出てくるのではないかとこのように考えております。ほかに、ありますでしょうか。大渕委員今提言されて、皆さんそれぞれ意見を出して方向性もある程度示しましたので、あとは会派に持ち帰ってもよろしいでしょうか。議論できますでしょうか。では、資料は各会派の会議がいつ頃の予定かわかりませんが、3日の週におそらくされるのではないかとこのように思いますので、きょうが31日だから3日か2日でできますか、事務局どうですか。出せ

ますか。あればすぐ出ますか。あればすぐ出てきますね。揃ったものからでももらえばいいですね。全部揃わなくても、揃ったものから渡しておいてもらえれば、それはでき次第で結構です。それが出るまで待ってやる会派もあるかもしれませんけれども。1日、2日、4日ぐらいの間で出るかどうか、そしたら7日、8日、9日、10日、11日ぐらいで後半にもっていけば、15日に間に合やすように各会派間に合いますよね。あればすぐ出せますよね。なければそれを集計したり少し大変かもしれないけど、あるものはすぐ出してもらおうということで、1日、7日にも象徴空間もありますので、でき次第皆さん集まるときに渡していただければ。7日もありますので、でき次第渡していただくということで、委員会も大変びっしり押していますし大変でしょうけれども、会派の検討もまだ1回で終わるかどうかわかりません。もう1回かかるかもしれませんので、しっかり議論をしてきちんと町民説明ができるような形をつくり上げていきたいというふうに考えておりますので、議論のほうよろしくお願ひしたいと思います。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 15日の議会運営委員会では、議員報酬の件はできないですね。15日は議会基本条例が長くなりますよね。自治基本条例はやるだろうけど、それはやっていかないと間に合わないですけど、議員報酬は少し難しいのかという気がするのですけども。

○委員長（吉田和子君） そういうことで、会派で15日までにまず自治基本条例にかかわる検証について、また議会基本条例にかかわって何か話し合いができたこと、また皆さんの意見が出たことをここでもし話せる時間がありましたら、一応また出してまた会派に持ち帰るといような形になるかと思ひますけれども、そういった形で進めてまいりたいというふうに思ひますので、それによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、その他の議員報酬については終わりたいと思ひます。

次に、特別委員会の開催について、南事務局長のほうからお願いいたします。

○事務局長（南 光男君） 今、特別委員会も日程がかなり大変な状況になっているのですけども、委員会報告ということもありますけども、象徴空間の関係については11月7日に、この日総務文教常任委員会もあるのですけど、先に象徴空間の関係で温泉の関係の公募の条件的なところの説明があるというところで、そのあとに小西委員長とお話ししているのは意見集約ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと、財政健全化については、11月2日がバイオマスの関係の説明があります。それと、そのあとに全員協議会ということでご案内はしております。それと10日は財政健全化で公共施設の関係と病院の残っている部分と収支見通しというところなんです。14日については残りの部分ということで、この日程で項目ごとに時間の許す限り討議は行いたいという予定で小西委員長とはご相談させていただいておりますけれども、14日については残っている引き継ぎ分と討議、それと16日については大体討議のほうを集中的に行う予定でおります。大体最終的には24日にはまとめの段階に入るのかという日程でございます。小西委員長のほうからもしこの場で何かあれば。

○委員長（吉田和子君） 小西委員長、日程としては今の局長の説明でよろしいですか。またや

って進めていく中で何かあれば、また議会運営委員会に諮るなり委員会としてやっていただければと思いますけれども、議会運営委員会では口出しあまりすることではないので、特別委員会ですので、小西委員長よろしくお願ひしたいと思ひます。議会運営委員会としては、しっかりこのことがスムーズに日程に合わせて進めていけるような形でしっかりと議論をしながら会派で話しをしたり意見の集約をしていって、協力をしていくとかまとめていくという形になっていければというふうにお願ひしておりますけれども、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。あと、このことに関しては何か。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 日程的な部分はいいのですが、民族共生で温泉はわかりました。まちづくり会社については、まだ消化不良ではないかと思うのです。結論出るかどうかはわからないけれども、もう少し議論する余地がまずあるのかと。私、資料要求もしていますから。そういうことと、財政健全化でわかりましたけど、10日に会計の収支が出ると言っていますよ。それに伴ってそのあと人件費やらなければならないと思うのです。これ宿題になっていると思ひます。収支計画を見てどうなのだとか、その辺少し考慮していただきたいと思ひます。

○委員長（吉田和子君） これは小西委員長に対して要望ということですね。10日は公共施設と病院とあと収支が示されるので人件費も含めて議論をしたいということ。民族共生では、まちづくり会社がまだ少し明確になっていないのではないかとということで、資料請求しているのも含めて議論をしたいということですね。意見集約となっていますので、今、日程示されましたけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、このような形で特別委員会を進めていただきたいというふうにお願ひします。では、ほかに、何かありますでしょうか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） なければ、次回の開催について。南事務局長のほうから。

○事務局長（南 光男君） 先ほど自治基本条例の見直しの関係で、会派のほうである程度まとめていただいているというところがございますので、15日ということで先ほど決定しておりますので、このほかに定例会11月会議の人件費、給与改定の関係のものが日程調整をお任せするというお話しを聞いておりますので、それに含めて今度報酬の削減をどうするかということも一緒にできるのかという気はします。そういうことで決まっているのは11月15日10時から。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 18日に検証委員会ができなかったら、これは町の都合だからわからないでしょう。できなかったら、できれば15日にやらないでほしいのです。私が出られないからという意味だけではなくて、それだけではなくて、検証委員会が18日にならなければ、何もこれやる必要ないでしょう。形式的な監査入っているものから、できればそういう条件があった場合は、18日なら18日に延ばすとかというふうにしてほしいです。それはいいですか。皆さんに確認してもらえれば。21日、22日は、私は公式な監査の出張でいませんから。東京です。それだけ議会運営委

員会ですから一応言っておきますので、私的なことではございませんので。検証委員会が18日になかったら、議会運営委員会をこのメンバーなのだから18日にしてほしいのです。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 検証委員会の会議の開始時間なのですが、そのときにいらしゃった委員さんの希望ではやはり同じように3時ぐらいというふうにおっしゃっていたので、もしあれだったら18日午前中に議会運営委員会をやって、そのままお昼3時からということも不可能ではないということをお伝えしておきます。

○委員長（吉田和子君） それでは議会運営委員会の希望として、自治基本条例にかかわっている検証委員を出している議会として、18日にやっていただいたほうが大変に都合がよく、いい答えが出せると思いますということで、18日の10時に議会運営委員会を予定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） ではそういうことで日程的には、時間が3時ということですからそれまでには終わると思いますので、どちらにしても18日の10時から議会運営委員会、検証委員の方には大変でしょうけども、3時までにまとめて議会としての意見を述べていただきたいというふうに思います。1回の検証だけで終わってしまうことはないだろうと思うのだけど、どちらにしても1回目ですのである程度意見がまとまりましたら持って参加をしていただくということで、そういうふうな日程にしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） それでは、次回開催日については11月18日10時より行います。ということでよろしく願いいたします。ほかにあと日程的なものとか、資料はでき次第皆さんの手元に配っていただくということで、会派会議には間に合うような形にさせていただければというふうに考えております。そういったことでこれからいろいろな委員会、特別委員会含めて、議会運営委員会もいろいろなことでまたやらなければならないことが入ってまいります。大変お忙しくなりますけれども、よろしく願いしたいと思います。きょうは大変お疲れ様でした。ありがとうございます。

（午後 0時07分）